

「輸出貿易管理令第4条第1項第3号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等若しくは輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令の別表に掲げる行為のために輸出貨物等が用いられるおそれがあること等を輸出者等が知った場合の取扱いについて」の一部改正について

新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>記</p> <p>一 外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の16の項の中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引(貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)第9条第1項第1号から第3号まで又は5号から10号までのいずれにも該当せず、かつ、第4号に該当するもの(当該技術を記録したものの引渡しを伴わないものを除く。))に限る。)を行おうとする者は、その技術が輸出令第4条第1項第3号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等若しくは省令の別表に掲げる行為のために利用されることとなることを知った場合には、遅滞なく、別紙に定める様式(2通)により、その旨を経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課に報告されたい。</p> <p>二 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>記</p> <p>一 外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の16の項の中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引(貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)第9条第1項第1号から第3号までのいずれにも該当せず、かつ、第4号に該当するもの(当該技術を記録したものの引渡しを伴わないものを除く。))に限る。)を行おうとする者は、その技術が輸出令第4条第1項第3号イに規定する核兵器等の同号イに規定する開発等若しくは省令の別表に掲げる行為のために利用されることとなることを知った場合には、遅滞なく、別紙に定める様式(2通)により、その旨を経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易審査課に報告されたい。</p> <p>二 (略)</p> <p>別紙 (略)</p>